

港長公示 第27-2号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限したので同条第2項の規定により公示する。

平成27年7月8日

清水港長



清水港第二区日の出埠頭前面海域における航行制限について

清水港第二区日の出埠頭前面海域において、レガッタレース等小型舟艇による「清水マリーナフェスティバル(ボート天国)」が実施されるので、下記により船舶の航行及び移動を制限する。

記

1 期 間 平成27年7月19日(日) 午前6時00分～午後6時00分

2 区 域

次のイからニの各点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域(別図参照)  
イ 清水港江尻船だまり北防波堤灯台(北緯35度01.0分 東経138度29.8分)から178度1,180メートルの地点(岸線上)  
ロ イ地点から 90度230メートルの地点  
ハ ロ地点から180度420メートルの地点  
ニ ハ地点から270度230メートルの地点(岸線上)

3 制限事項

船舶は、上記区域内に立入り、又は同区域内における係留場所から移動してはならない。

ただし、行事参加舟艇及び清水港長が立入り又は移動を認めた船舶を除く。

4 標 識

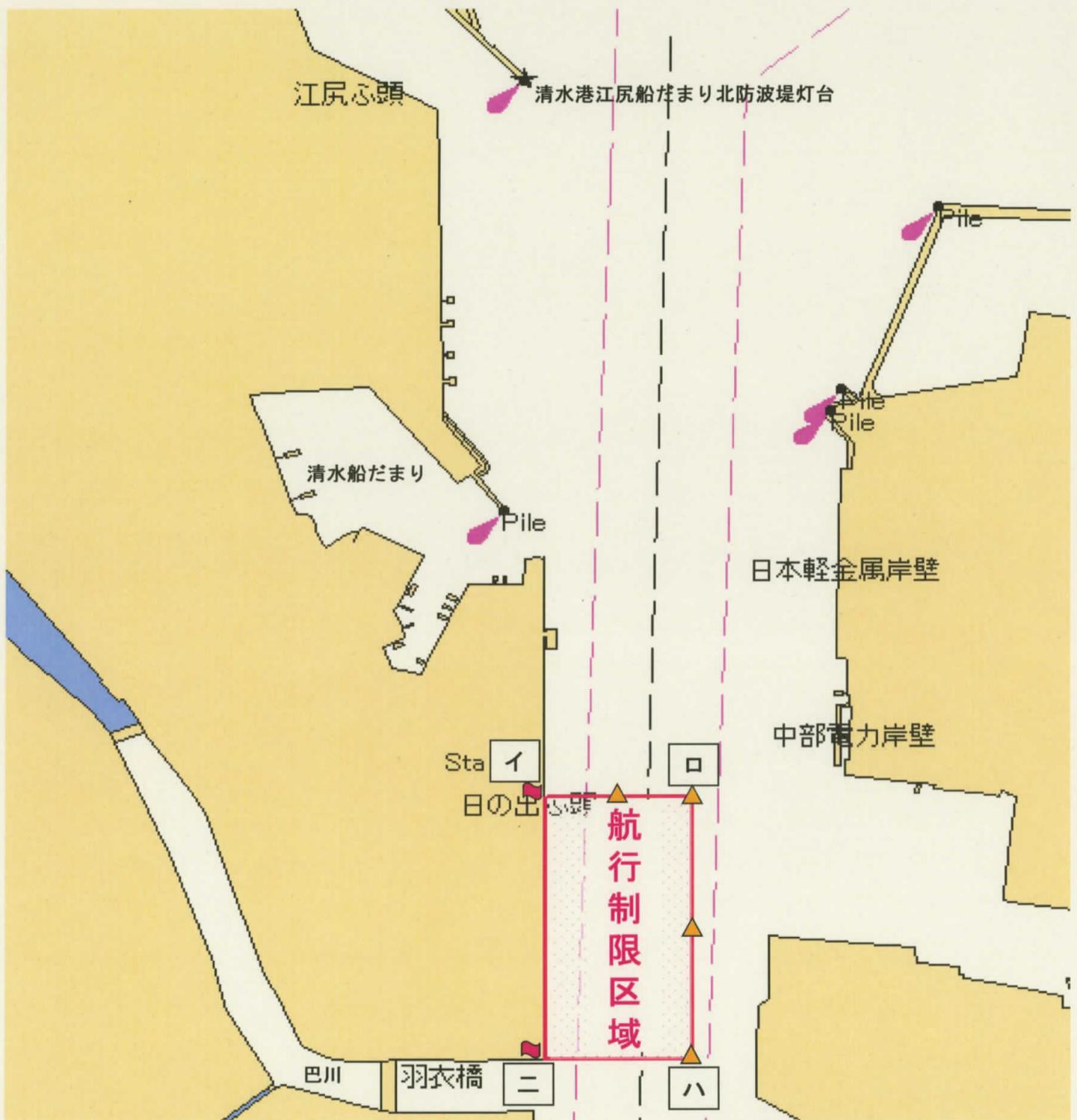
上記区域を明示するため、海上にオレンジ色のブイ4基、岸壁上に赤旗2流がそれぞれ設置される。

5 備 考

行事実施期間中、付近海域に警戒艇が配備される。

# 航行制限区域略図

別 図



- (標識)
- ▲ - オレンジ色のブイ 4 基
  - - 赤旗 2 流